

小金井市公立保育園運営協議会  
報告書

(第1期：平成25年11月～28年3月)

平成28年3月

## 目次

I.	はじめに	2
II.	運営協議会について	3
	1. 発足の経緯	3
	2. 協議経過	5
III.	協議内容	
	1. 公立保育園を取り巻く環境と総合的見直しについて	6
	2. 保育の質について	12
	3. 保護者が求める保育ニーズについて	16
	4. 当面の課題（保育士体制について）	18
	5. あるべき公立保育園の姿と運営形態の見直しについて	19
IV.	終わりに	20

## I. はじめに

本報告書は小金井市公立保育園の運営に関して、市（子ども家庭部、公立保育園園長）と小金井市公立保育園父母の会（通称五園連）にて平成 25 年 11 月～平成 28 年 3 月（2 年 5 か月）の間に 29 回にわたって協議をした内容について纏めたものである。

そもそも保育園に父母会すらない園も少なくない中で、公立保育園を利用する 5 園の保護者で組織を作り、市と直接協議を継続的に行うというのは一般的なことではない。では、その意義とは何か。もとより、小金井市の公立保育園の運営を改善していくことで、利用者はもちろん、市全体の保育に資するためというのが答えの一つではある。しかし実際のところ市が保育業務の総合的見直しを示す中、協議を行うにあたって論点を整理し、その負担に見合った成果を出すのは、そう容易な話ではない。

よって、この報告書では、次項以降でそもそも運営協議会の発足の経緯から取り上げている。市が「保育業務の総合的見直し」を示し、保護者との協議がはじまったが、保育業務を総合的に見直すにあたっては、現状の公立保育園の保育内容を十分に理解したうえで、利用者が求める保育ニーズしっかりと整理することが必要である。そこで次項以降は、II. 運営協議会について、平成 25 年 7 月以降の発足の経緯や議論の進め方に関する運営協議会での合意事項（覚書や工程表等）についてまとめた後、III で第 1 期 29 回（平成 25 年 11 月～平成 28 年 3 月）の協議内容として、工程表の大区分別、1. 保育業務の総合的見直し、2. 保育の質、3. 保護者が求める保育ニーズ、4. 当面の課題（保育士体制）について、5. あるべき公立保育園の姿と運営形態の見直しについて、纏めている。

この運営協議会は市からの諮問や報告書の作成を求められているものではなく、市と五園連での覚書に基づき可能な範囲で協議内容に関してとりまとめを行ったものである。いずれの内容も協議中の内容がほとんどであるが、小金井市公立保育園の現況等を公にすることで、市や保護者はもとより、小金井市の保育に資するべく、また必要に応じて第 II 期（平成 28 年 4 月～平成 30 年 3 月）に引き継がれるべく、纏められたものである。

## II. 運営協議会について

### 1. 発足の経緯

小金井市公立保育園の運営に関して「保育業務の総合的見直し」（資料1）が職員組合に提示されたのが平成25年7月。ほぼ同時期に小金井市公立保育園父母の会（通称五園連）に対し、対市懇談会の席上で協議の申し入れがあった。それまでも市当局（子ども家庭部）と五園連の間では、年に数回の対市懇談会を実施していたが、市の申し入れは議題や委員を取り決め、月1回程度の頻度で協議を行っていくというものである。平成25年9月には正式に市当局から五園連に対して文書「小金井市公立保育園運営協議会の設置にあたって」（資料2）が示され、会議を公開とすること等を確認したうえで、11月の第1回の会議開催となった。但し、協議の進め方や会議の目的、最終的な取り纏めのイメージの共有等はその時点で十分に出来ていたわけではなかった。そのため、運営協議会第1回～第3回までに以下a～cについての確認を行った。

#### a. 共同委員長形式について

第1回会議にて市側より提示された小金井市公立保育園運営協議会設置要綱（資料3。以下、設置要綱）では、委員長は子ども家庭部長が務めることが規定されている。

これに対し、第1回会議冒頭にて、五園連側より市側に対し、当初の要綱を改正し、市と五園連側双方から委員長を選出する共同委員長形式とすることを申し入れを行った。第三者がない中で、会議の中立性を担保とするための五園連側からの申し入れであったが、市側はこれを受け入れ、第2回の協議会にて改正された要綱が市側から示され、共同委員長形式による運営を行うこととした。（資料5）

#### b. 運営方針（覚書）の締結について

設置要綱では、当協議会の所掌事項として以下の3点を規定している。

- ① 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項
- ② 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項
- ③ 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために検討が必要な事項

また、「小金井市公立保育園運営協議会の設置にあたって」（資料2）では、市側から五園連側に対して、以下の申し入れが行われている。

「今回設置する保護者の皆さん、職員等で組織する小金井市公立保育園運営協議会において公立保育園の質の向上、あり方、役割等について忌憚のないご意見をいただきたい」

更に、「保育業務の総合的見直し」（資料1）の中では、平成27年度からの公設民営化及び将来の民設民営化などが記されている。民営化を前提とした議論の進め方ではないとい

う点については、会議を始める以前から市と五園連側で口頭では確認を行っていたが、一方で、協議会は「委託の是非を問う場では無い」とする市の説明に対し、五園連側からはどこまでが協議会の議論の対象となるのか不明で形式的に父母の意見を聞いているだけの会ではないか、という意見もでていた。公立保育園の運営に関する関係者のみで協議を行うことは事情をよく分かっていることから、論点を明確にしやすく、詳細な協議が期待できる一方で、通常の審議会のように、第三者や公募委員が含まれない中で多様な意見をどう吸い上げていくかという課題も五園連側からは指摘をしていた。他にも、会議の進め方や資料の提示のスピード等が不明な中、取り纏め期日を決めた会議の進め方には懸念の声も出ていた。そのため、第2回協議会にて、協議会を運営していくうえでの取り決め（覚書）を締結した（資料7）。

（覚書の骨子）

1. 公立保育園の将来の運営形態については、民間等へ委託（公設民営）・委譲（民設民営）を行うことを協議の前提にせず、あらゆる可能性を排除せずに協議を行うこと。
2. 協議会では委託の是非に関する結論を出すことを目的とはしないが、結論が出ることを否定するものではないこと。
3. 協議会は父母や市民に広く公開し、可能な限り開かれたものとし、委員以外の声にも配慮をした運営を行うこと。
4. 報告書を可能な限り纏めること。  
報告書が策定された場合、市はその内容を尊重し、その後の父母や市民に対する説明会等で説明する際に活用するものとする。
5. 協議スケジュールについては、協議会の中で改めて確認を行うこと。
6. 上記1～5の運営方針に変更がある場合には事前に協議会にて協議を行うこととし、その後の運営方針についての改めて確認を行うこと。

この覚書は市と五園連の各々の代表として、共同委員長間でサインがされているが、共同委員長が交代した後もその都度、運営協議会にて引き継がれることを確認している。また五園連から市に対して意見・要望等を実施する際には、この覚書の遵守についても、確認を行っているが、市の回答は市長名にて「遵守する」との回答を頂いている（資料94・115は稲葉市長、120は西岡市長）。

尚、平成 18 年に纏められた児童福祉審議会答申では、保育業務の見直しの結論として「今後、保育業務の十分な改善が見られない場合は、保育の運営協議会等で民間委託の計画・内容について、検討することとし、当面は現行の市立園を維持することが望まれる」としている。また、保育業務の評価については、行政担当者、保育園職員、利用者、学識経験者等による協議会にて「市立園の保育業務を適切に評価して今後のあり方を検討し、保育の質の維持と向上に資するための協議会を設置することが望まれる」となっている。しかしながら、本協議会をはじめるとあたり市と五園連側での確認事項として、本協議会は児童福祉審議会の答申と関連したものではなく、あくまで設置要綱や「設置にあたって」で規定される会議であることを確認している。

### c. 工程表の確認

協議会のスケジュール及び大凡の議論の進め方を共有するため、第 2 回会議にて五園連側より工程表（イメージ）を提示。第 5 回会議にて平成 26 年度までの工程表（資料 22）を確認し、第 18 回会議にて平成 27 年度までの工程表（資料 68）を確認した。工程表では、議論の柱として「公立保育園を取り巻く環境（保育業務の総合的見直し等）」「保育の質の現状確認及び評価」「保護者が求める保育事業」「当面の課題」を定めている。また、運営協議会にて、父母向けアンケートを実施することや、民間園などへの現場視察を行うことを確認している。（なお、工程表で父母（市民）に対する広報の強化や意見交換会の実施等を記しているが、この点は今回の任期中には実施できず、次期協議会への申し送り事項となる）

## 2. 協議経過

覚書の締結及び工程表の確認を受け、第 2 回以降「保育業務の総合的見直し」に関する質疑を行ったが、現時点においても五園連側からの資料要求に対して、市側から回答は出ていない。また「保護者が求める保育ニーズ」については、保育計画、のびゆく小金井子どもプランで示されている市の事業や運営協議会に実施したアンケートなどで一定の協議を行うことができた。「保育の質の現状確認及び評価」については、運営協議会にて実施したアンケートのほか、園側からテーマごとに具体的な保育内容について説明があり、保育者が保育を行う上で大事にしている点などを共有することが出来ている。他園の見学等も行った（視察内容等は資料 46、78。114 参照）

また、工程表の柱として「当面の課題」を設けているが、昨今の保育士の欠員問題や体制面での課題を中心に議論を行っている。更には、平成 27 年 6 月から 12 月にかけて小金井市保育検討協議会が執り行われ、運営協議会から 2 名の委員が参加した。運営協議会と保育検討協議会は連携していくことが確認されており、運営協議会では保育検討協議会での協議内容について一定の検討を行っている。以下次章でこれらの協議内容に関して取り纏めを行う。

### Ⅲ. 協議内容

#### 1. 公立保育園を取り巻く環境と総合的見直しについて

第2回の会議からは、具体的な協議を開始するにあたり、まずは市が議論のたたき台として示した「保育業務の総合的見直し（以下、総合的見直し。資料1）」についての質疑を行った。総合的見直しの各項目の内容に関する質疑の詳細は資料33「保育業務の総合的見直しについて（五園連作成資料）の質問・回答」を参照して頂きたい。ここでは、その主要な論点を取り上げる。

まず「総合的見直し」の冒頭、市は見直しの背景や現状について、「限られた財源の中で待機児童や保育ニーズが増えている一方で、市の財政状況は厳しいため、保育施策の総合的見直しが急務」と指摘しつつ、運営方式の見直しの結論として、次のように述べている。「保育サービスの向上の要望に応じていくために、今後の子ども施策にかかる費用等を考慮し、運営形態の見直しを行うこととする」。また「運営形態の見直し後、(中略)所期の目的が達成していると確認できた際には、民設民営に移行する」と記載されている。

この点に関し、本協議会では、総合的見直しが、民間委託や民設民営化が前提の内容ではないことを最初に確認したうえで、五園連側からは、総合的見直しが、財政面からの検討が中心となっており、保育の内容（保育の質）に関する検討が一切されていない中で結論を導いていることへの重大な懸念を指摘した（資料33）。また、待機児童の解消やの保育サービスの向上（のびゆく子どもプラン小金井に記載されている施策を含む）、施設の老朽化などへの対応のため、財政面での制約を理由に運営形態の見直しを主張する市の課題認識に対し、五園連側は、あくまでそれぞれの課題の内容や重要性に応じて解決策を検討すべきであり、公立保育園の運営形態の見直しとは別問題と指摘している。（例えば待機児童解消の課題は財政状況や公立保育園の運営方式に係らず対策を打つ必要があるものである）。公立保育園の運営形態の見直しを検討するのであれば、第一に公立保育園の現状の評価（特に保育内容）や意義・役割が検討されるべきであり、その中で利用者の満足度や費用などを多面的に議論されるべきものである。以下、協議内容について、総合的見直しの項目に沿って整理すると以下の通りである。

#### （1）課題

##### ①待機児童解消に向けた取組

待機児童の解消が昨今の社会的問題として喫緊の課題であることは間違いなく、他自治体では、待機児童対策により、数十億円規模の支出を行っているケースもある。小金井市では、2014年度をピークに2015年度は164人と前年度比では減少したものの、未だに高水準である（資料18、19、60参照）。市は保育計画を策定し、平成29年には待機児童0となる目標を持っている。

五園連側からは、待機児童の解消は、公立保育園に通う父母にとっても大きな問題となっており、解消のために協力を行ってきていることを指摘している。この点は下記2の保

育ニーズのところで詳述する。前述の通り、五園連側は、待機児童の解消の問題は福祉の観点から実施すべき施策であり、公立保育園の運営形態の議論とは別問題と意見を述べている。

#### ②子育てに係る多様な市民ニーズ充足に向けた取組

市は、保育施設を利用していない保護者の育児疲れ等への対応として、一時保育の拡充が急務であることを指摘しつつ、「予算上の問題や体制上の問題から十分に対応が出来ているとは言い難い」と指摘し、「特別な配慮が必要な子どもや、要保護児童・要支援家庭の支援、アレルギーのある子どもたちの保育、更には休日保育や延長保育の更なる延長なども十分に対応できているとは言い難い」と指摘をしている。

これらの一部は、公立保育園で各事業の拡充の対応等を検討しているものもあり、公立保育園の意義・役割のところで纏めて検討する。また、上記市民ニーズは基本的に公立保育園に通う父母のニーズとも合致するものでもあるが、当協議会では、それぞれの施策毎に多面的な評価を行っている。次章以降で詳述するが、いずれの施策を実施するにあっても、保育理念である「子どもの最善の利益」が守られ、現状の保育内容に悪影響が無いことが前提である。

#### ③老朽化する保育施設の維持・管理に係る取り組み

市は、公立保育園の維持・管理への課題として、施設白書で3施設がバリアフリー・環境対応についての指摘を受けており、今後、計画的な大規模改修等の対策を実施する必要性から、多額の経費が必要となることが予想されるが、対応が非常に厳しい状況との指摘をしている。検討策の一つとして、民設民営化（民間移譲）とすることで建替え時に国からの補助金を活用する手法も取り上げている。

五園連側からは、施設白書の記載では、公立保育所5園中、新築のけやき保育園以外の3園は大規模改修（老朽化対策）実施済（評価3で最高）であり、1園は公民館併設施設で築30年程度しかたっておらず、いずれの施設も施設白書の中で建替えコストを計算する際に基準とした築60年まで十分な期間があり、またいずれの施設も建替えの検討対象にあげられてもいない。補助金制度は変化が激しく、建替えが現状予定されていない中で、将来の補助金制度がどうなるかも不明である。建替えを前提に民設民営の場合の財政効果を主張する議論は全く理解できない。また保育検討協議会で取り纏められた意見書では次の記載もある。「保育施設の維持・管理については、公立・民間を問わず多額のコストが必要であり、市が負担する額の多寡によって子どもたちや保護者に不利益が生じることがあってはならない。」

#### ④保育制度の変更に向けた新たな取り組み

市は、子ども・子育て関連3法が平成27年度から本格施行されており、小規模保育事

業、家庭的保育事業等への対応等、子ども・子育てに関連する財源の確保等が求められていると指摘をしている。

一方、国、都における制度変更に対応するため、保育の量・質のいずれの確保の観点からも公立保育園の役割は重要となっている。2016年度に実施される3歳児枠の拡充や保育検討協議会意見書で取り上げられた「中核機能や連携施設としての役割」が一例である。これらは、公立保育園の意義・役割で詳述する。

### (3) 課題解決に向けた対応策について

市は、(1)で述べた課題を解決するための具体的に推進する事業として、子育て支援に関する「のびゆくこどもプラン小金井」に掲げられる事業内容を取り上げているが、市の財政状況は厳しさを増しており、このままでは、新たな行政需要に伝えていくことが困難になるばかりか、現在の市民サービスの縮小、低下を招く事態も予想される、と指摘をしている。五園連側からは、「のびゆくこどもプラン小金井」に掲げられる事業内容については、現状の保育理念（子どもの最善の利益）及び保育内容に悪影響が無いことを前提に推進を求めているが、まずはこれらを含め福祉や市民ニーズからの検討が行われるべきものであり、財政面や公立保育園の運営形態の見直しとは別問題と指摘をしている。（個別施策毎の論点は下記3参照）

### (4) 公立保育園の意義と役割について

市は総合的見直しの中で公立保育園の意義と役割に関し、(1) 特別に配慮が必要な児童等への積極的な対応 (2) 地域との連携 の2点について指摘をしている。また、資料62「公立保育所の役割について」では、1 行政機関としての役割 2 地域子育て支援の拠点としての役割 3 保育施設の拠点としての役割 の3点を取り上げている。これに対し、五園連側からは、保育の質に関して公立保育園が果たしている役割や保育の量に関しても待機児童対策等に貢献している点などにつき指摘を行っている。また、保育検討協議会意見書では、これらに補足・拡充する形で、公立保育園の役割に関し、民間の保育施設も視野に入れたセーフティネットの構築にあたり公立保育園がモデル的な取り組みを示すことや、市全体の保育の質の向上のため、中核的な機能、家庭支援センター的な役割、すべての保育施設の連携を図る役割を担うことについての指摘がされている。詳細は保育検討協議会意見書3の2)の(1)を参照いただきたい。

### (5) 運営形態の見直しについて

総合的見直しでは、上記の課題に対応するため、「公立保育所として保育の質を維持向上させながら役割の検証を行い、保育サービスの向上の要望に応じていくために、今後の子ども施策にかかる費用等を考慮し、運営形態の見直しを行うこととする。また、公立保育所の運営形態の見直し後、一定期間を経過した時点で当該運営協議会による保育内容等の検

証を行うこととし、その運営が初期の目的を達成していると確認できた際には、当該保育所を民設民営に移行する。」としている。

五園連側からは、前述の通り、保育内容を踏まえた検討が全くされず、財政面のみを理由に運営形態の見直しを前提とした議論を進めることについては明確に反対を行い、協議会にて覚書を締結し、議論をスタートさせている。運営形態の見直しの議論をするにあたっては、まずは、協議会委員メンバーにて、現状の保育理念、保育の質、保育内容、保護者が求める保育ニーズなどについて十分な理解と評価の認識を合わせる必要がある。

よって、現時点において、運営形態の見直しについては、市が総合的見直しのなかで示した考えや五園連側各委員からの民営化に対する懸念や否定的な意見は多数出ているものの、本協議会での確認事項は覚書に書かれていることが前提となっており、協議会として民営化の議論自体を否定する結論を出しているものではない。まずは運営形態の見直しに関して前提をおかず、現状の保育内容等についての理解と評価を行ったうえで、議論を進めることとしている。仮に運営形態の見直しを議論するとしても、見直しにより保育内容等にどのような影響があるかをきちんと理解するためには、現状の保育内容等に関する理解が必然的に必要であるという認識によるものである。

尚、保育検討協議会では、一部委員から民営化を前提とした意見が出されたことから、運営協議会委員代表（五園連側）からは、民営化を前提とした議論の進め方については、明確な反対を行っている。また、保育検討協議会会長からも民営化やその前提となる効率化について、財政論から検討することには反対され、意見書にもその点は意見として記載されている。最終的に保育検討協議会においても民営化の是非に関して結論は出ていないが、議論の詳細については、保育検討協議会意見書3の2)の(2)公立保育所の管理運営の効率化の方針についてを参照いただきたい。

## (6) 財政効果

本協議会において、財政に関する各論の議論することを妨げるものではないが、公立保育園のあるべき姿等が優先的に議論されるべき内容であり、財政面の議論はそれらの議論を踏まえた上で行うべきと整理をしている。ただし、総合的見直しの中では、民営化の理由として財政面の課題が大きく取り上げられており、その効果については、数字を挙げているものの、ミスリードしやすい内容でもあることから、本協議会においても以下のような検討を行っている。

総合的見直しの中で財政効果として、①認可保育園における1人当たりコスト公民比較  
②建設費負担割合の2点を指摘している。

#### ① 認可保育園における1人当たりコスト公民比較

総合的見直しの中で市は子ども一人あたりのコストを公立1,718千円（うち市の一般財源は1,265千円）、民間（民設民営園）1,528千円（うち市の一般財源は670円）であることから、民営化を行うことにより、一般財源からの支出の差額分595千円（×人数分）の財政効果があると指摘をしている。

これに対し、五園連側からは、財政効果に関する検討は市の支出額ではなく、実際に子どもに対して使われたコストをもとに比較を行うべきと指摘し、その後、市より民間園とのコスト比較を行った資料88（及び保育検討協議会資料23）が示された。しかし資料88においても、各園の実際の支出額ではなく、歳入面からの検討にとどまっており、その後、本報告書とりまとめ時点においても、その検討は十分とはいえない状況であった。

なお、資料88では、認可保育園の総費用に占める人件費の割合は公立園が80%を超える一方で、民間園では72%となっていることがわかっている。（ただし、公立園のコストに保育課の人件費が含まれていたり、民間園の平均が市内4園のみで、運営形態によりコスト構造が大きく異なる可能性があるなど、資料を見るうえで一定の注意は必要である。）

#### ② 建設費負担割合

施設の建替えに当たって、国の補助金が8/16、都の補助金が3/16見込めることから、建設費が3億円とすると、2億7350万円の節減効果があると試算をしている。

これに対し、五園連側からは、上記（1）③の通り、いずれの施設も建替えが現状予定されていない中で建替えを前提に民設民営の場合の財政効果を主張する議論は全く理解できないとの指摘を行っている。

なお、上記①②で市が算出した財政効果はいずれも民設民営化を前提とした試算であり、市の一般財源の代わりに国や都からの補助金を受け取ることができるという前提となっている。一方で、公設民営化では財政効果がない点については、協議会の中で市側の答弁からも明らかとなっている。

また、五園連側より公立保育園の民設民営化に伴い、上記①②のとおり、市の一般財源から国や都の補助金に代替されることを財政効果として試算することについて、以下の意見を行っている。

○民営化の効果とは本来補助金を得ることが目的ではなく、市場（競争）原理と民間の創意工夫によって、利用者のニーズをよりの確にとらえ、新たな付加価値を創造し、無駄を排除するなどより効率的な運営ができることによって効果が表れ

るものである。補助金の獲得は単に国や都からの所得の移転であり、新たな価値が生み出されたわけではない。市民は都民や国民でもあり、市の負担が減っても都や国の負担が増えれば、最終的に利用料や税金として跳ね返ってくるものである。

○そもそも補助金制度は、国や都が政策的な誘導目的として実施するものであり、目的が達成されれば見直しが行われる一時的なものが一般的である。よって、目的が明確な場合に補助金を活用するのであればよいが、補助金を手段ではなく目的とすると、財政効果は不明確であるばかりか、(例えば、まだ利用できる施設を建替えるなど)かえって非効率であったり、間違った施策を実施することにもなりかねない。

○民営化による市場(競争)原理・民間活力の導入の全てを否定するものではないが、一方で、保育が市場(競争)原理を追及することで生じる弊害についても十分に考慮をする必要がある。具体的には、保育には一定の福祉及び公共性があることから、市場(競争)原理を導入する場合の前提となる価格(保育料など)や参入・撤退が自由に決められず、国や地方自治体が管理を行っている。価格(保育園にとっての収入)が固定されていることで、保育士の待遇面に影響が生じ、結果として保育士不足が生じることになっている。そもそも公立と民間で財政効果があるとするれば、運営費の多くの割合は人件費であり(\*)、公立・民間それぞれの園における人件費の額をどう評価するかということとなるが、現状の保育士不足は保育園における運営費や人件費を考えるうえで示唆に富むものである。

(\*)もちろん、人件費以外に物件費、その他(保育以外への流用を含む)に関する指摘も本協議会ではあったが、資料が不十分なこともあり、十分な検討を行うことはできなかった。(資料17、88、98参照)

○市場原理の中では、需給調整の中で質の悪い保育園は撤退することがセオリーであるが、子どもを対象とした福祉・公共性のある保育園が安易に撤退することは許されるものではなく、実際に参入・撤退には自治体が関与している。現状のように待機児童があふれ、需要に供給が追いついていない(需給調整機能が正常に働いていない)中、認可基準や職員の資格に関する基準が弾力化されてきているのはやむを得ない面もあるが、一方で保育の質が十分に担保されているのかという課題は残る。このような中で保育のスタンダードを示す意味でも公立保育園の役割は重要である。

また、保育検討協議会では、民営化の財政効果について、以下の意見が記載され

ている。

○民営化の財政効果については、十分な資料が示されておらず、不明確であるとともに、財政効果の前提をしっかりと定義する必要がある。本協議会資料 23 の「民間・公立保育園の決算額等推移」もの公立保育所の経費の中に保育課職員の経費を含めており、公民のコスト比較をするにあたっては正確な数字にはなっていない。子どものための議論をするのであれば、市の支出額ではなく、子どもにいくらの支出がされているかを議論すべきであり、そのためには民間保育施設の決算書をもとに独自の収入や流用等を含めた資料と比較した上で、差があった場合にその理由について評価を行う必要がある。三位一体改革は紐付きの補助金を廃止した代わりに一般財源化をしただけで、公立保育所に対する財源が無くなったわけではない。そもそも補助金を得ることを目的に施策（民設民営化）を行うという考え方自体が手段と目的を取り違えており、補助金を得ることを理由に実施すべきではない施策を実施してはならない。財政事情は国の方こそ厳しく、今後の少子化を踏まえると建替え時の補助金をあてにしても、5年以上先では補助金制度そのものが変更される可能性も大きい。民営化の実際の財政効果は不明確であるばかりか、手段と目的を間違えるとかえって非効率であったり、間違った施策を実施することになりかねない。

○ 財政の議論をするのであれば、市政における子どもや保育施策への位置づけを踏まえて検討を行うべきである。市の最上位計画（長期計画）では「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」を将来像とし、子ども施策は重点政策となっている。一人あたりの民生費や児童福祉費が多摩 26 市の中でも少ないという指摘もある中で、他の政策分野と比較して子どもや保育課関連分野に対して、どのような予算方針を持っているのかを確認する必要がある。

## 2. 保育の質の現状確認及び評価

本協議会の工程表の中で、市が提案した「保育業務の総合的見直し」に関する事項の次に「保育の質」を柱として取り上げている。その理由は、「保育業務の総合的見直し」により、「保育の質」にどのような影響を及ぼすのかを検討する必要があり、そのためには、まず現状の「保育の質」の理解および評価が検討の前提となるという認識をもつからである。

では、「保育の質」とはどのようなものか。この点については、本協議会以外の場でも様々な研究がなされており、保育内容に関すること（保育理念、保育指針、子どもへの働きかけ（プロセス）、）、環境・条件面（職員の経験・資質・研修等、クラスあたりの子どもの数、保育士と子どもの比率、運営体制、施設面、などなど）などが取り上げられて

いるものが多い。ただしこれらは、答えが一樣ではなく、具体的に整理するには困難な面もあるが、本協議会では保育の質に関して、園側より、小金井市公立保育園保育内容（資料10）が示され、更に小金井市の公立保育園で実際に保育を行うにあたり、大切にしていることを具体的に発表していただいた。また、協議会では、保育の質に関する保護者アンケートを実施している。更に、保育の質を考察する上で柱となる現状の小金井市公立保育園における保育理念等について検討を行っている。

#### （1） 保育を行う中で大切にしていること（園からの発表）

第1期の運営協議会においては、以下の8つのテーマに関して、園からの発表があった。いずれも公立保育園の保育内容の特徴がよくわかる内容となっており、五園連側委員からは驚きと感謝のコメントが多く出され、市当局としても、このような保育内容を具体的に知る機会は多くないため、新たに理解する内容も多いものとなった。

- ・ 離乳食はいつからどのように進めるべきか？
- ・ 子どもにとって心地よく遊びやすい室内環境とは？
- ・ 保育園行事の集大成であるお泊り保育に向けた取り組みとは？
- ・ 看護師の存在は子どもたちや保護者にどれだけ安全と安心を与えているか？
- ・ 園のアレルギー対応は万全か？
- ・ なぜ乳児は行事をほとんど行わないのか？
- ・ 運動会ではなく、プレーデーとなっているのはなぜか？

これら、一つ一つの問いに対する答えを聞くと、過去にどれだけ多くの議論と経験を踏まえて、現在の保育内容となってきたのかが理解できる。そして、それら全体を通じて一貫しているのは、あくまでも「子どもの最善の利益」の追求であり、その具体的な一つ一つの実践の積み重ねが、保育の質の根幹を形成している。よって、ここでは敢えて各報告を要約せず、巻末に発表内容の全文を含めた資料を添付しているので、是非ご一読いただきたい。

- a. 離乳食の進め方の目安（資料45）
- b. 公立保育園の保育内容（（乳児の保育 環境づくり（室内遊び））（資料47）
- c. 公立保育園の保育内容（お泊り保育）（資料51）
- d. 保育園の保健業務（資料90）
- e. 小金井市各公立保育園における散歩実施状況について（資料95）
- f. 食物アレルギーの対応について（資料99）
- g. 乳児と行事～「一人ひとりを大切にする保育」の実践として（資料109）
- h. 公立保育園の行事の経過と取り組み ～「運動会」から『プレーデー』へ～（資料116）

## (2) 保育の質に関する保護者アンケート

運営協議会では、保育の質に重要な影響を与える項目について、全父母を対象としたアンケートを実施した（資料 48 設問 4）。結果は①保育士 1 人当たりの園児数、②保育士のスキル、③看護師の存在、④栄養士の存在、⑤父母との交流 が上位 5 つとなっている。

いずれも人的要素に関するものであり、いわゆる「保育は人」という言葉を裏付ける結果となっている。

## (3) 保育理念等

保育理念等とは、小金井市の公立保育園の場合、保育理念、保育方針、保育目標が示されており、保育目標は更に年齢ごと（異年齢保育を含む）・クラスごとに定められている。他の自治体や民間園の場合には保育理念等がない場合や保育理念の代わりに経営理念を掲げているところもある。本協議会では、小金井市の保育の特徴の一つであり、保育の質を担保するうえで重要と思われる保育理念等のうち特に重要であり、小金井市公立保育園で共通する部分の多い保育理念について検討を行った。

（資料 21）

### ①各園の保育理念

「子どもの最善の利益を守り、子どもたちが心身共に健やかに育つことを目指す」  
（くりのみ保育園、けやき保育園）

「子どもの最善の利益を守り、子どもたちが心身共に健やかに育つことを支える」  
（さくら保育園、小金井保育園）

「児童福祉法に基づき乳幼児の保育を行います。保育にあたっては保護者と保育園が連携し日々の子どもたちの最善の幸福の為に努力します。職員は子どもたちを取り巻く社会状況にも目を向け豊かな愛情を持って子どもたちに接し保育技術の習得資質の向上に努めます。公立として地域に根差す子育て、保育センターとしての役割を担います。」（わかたけ保育園）

上記のとおり、わかたけ保育園のみ大きく別内容となっているが、他の 4 園は概ね同一の内容となっている。この点に関しては、保育理念の五園共通化の是非、共通化していない経緯や理由は運営協議会では確認できなかった。そのうえで、以下の点に関して協議を行った。

### ②「子どもの最善の利益」とは？（⇔ 保護者の就業支援等との関係）

子どもの最善の利益は保護者も求めていることであり、喜びでもある。

小金井市の公立保育園では、子どもの最善の利益を保育の真ん中においた保育を

理念として、保育士の方をはじめ職員の方々が日々努力をされており、それが子どもたちの笑顔や健やかな育ちとなって、あらわれている。

その上で、保護者の就業支援との関係をどう考えるか。小金井市の公立保育園以外の保育園では、保育理念の中に親の就業支援を明記している園もある。一方で、小金井市の公立保育園は、親に対して厳しいという声も少なからずある。これは背景に子どもの最善の利益があり、父母にとって保育士の方から厳しい意見を言ってもらえることについては、感謝の声も出ているところである。

保護者の就業支援の一環として、病児保育・病後児保育・体調不良児保育、休日保育、延長保育、一時保育など様々な要望がある。これら保育事業の実施が仕事を続けていくうえでどうしても必要という切実な声がある一方で、保育園に子どもを預けること自体が子どもの最善の利益かどうかという意見もある。仕事が生きがいという人もいる。「子どもの笑顔をみるために、仕事は早く切り上げる」「ストレスなく仕事をすることで子どもに十分な愛情を注げることになる」これらは何れも事実である。大事な点は子どもの最善の利益と保護者の就業支援が相反するのではなく、一致するように努めることである。

### ③ 「心身ともに健やかに育つ」とは？（教育と保育）

子ども子育て新制度がスタートし、認定保育園や幼稚園での延長保育の拡充など、幼稚園と保育園の垣根が低くなってきている中で、小金井市の公立保育園の保育内容（心身ともに健やかに育つ）の一例として、教育と保育の関係についても検討を行った。

その際の確認ポイントは、小金井市公立保育園における保育内容は、普段の生活（保育）の中に教育の要素が含まれているということである。その中で特徴的な内容として、運動会ではなくプレーデーであること。ピアノ合唱よりもわらべ歌を実施していること。異年齢保育であることなどが見受けられる。

また、運営協議会にて実施したアンケート（資料 48 設問 3）では、保育内容に関して、「より学校教育を意識した内容を求める」と回答した保護者は全体の 25% であり、「より情操教育を意識した内容」及び「現状通りの保育を求める」と回答した父母は 65% となっている。

### ④ 保育サービスと保育義務

利用者は保育サービスを受けているのか、就業する上でやむなく福祉の観点から支援を受けているのか。換言すれば、子ども子育て支援法の保育サービスに関す

る規定と児童福祉法の保育義務の規定のどちらも存在する中で、保育園の運営者と利用者の関係が曖昧になっているところがある。

具体的には待機児童の解消は自治体にとって福祉の観点からの義務（予算に係らず実施すべき施策）かサービスか。同様にアレルギー対応や障がい児保育の拡充、延長保育などは保育サービスと定義されるべきものか。いずれにせよ、待機児童の問題があり、利用者が実質的に保育園を選べていない中で、市が提供すべき保育内容（量・質ともに）が問われることとなる。これらは、一様に整理できるものではなく、次項3の各論の中で各論として、一つ一つ検討をしていかなければいけない論点となる。

### 3. 保護者が求める保育ニーズについて

保護者が求める保育ニーズとしては、五園連では、毎年秋に市に対して提出をしている「小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等」（以下、「意見・要望等」）を纏めている（平成25、26、27年度分はそれぞれ資料11、50、105参照）。この「意見・要望等」は運営協議会が発足する以前より、五園連内で全世帯を対象としたアンケートに基づいて取りまとめられており、運営協議会発足後はアンケートの実施主体は運営協議会（市との共同作業）となった（平成26、27年度のアンケートおよびその集計結果は資料43、48、94、115参照）。また、この「意見・要望等」に関しては、毎年市から回答が提出されている（同資料54、111）。運営協議会では、この「意見・要望等」とそれに対する市の回答、及びアンケートの結果をもとに保護者が求める保育ニーズについて協議を行っている。アンケートは回収率が平成27年度で59%、26年度は78%と高く、また自由記述は延べ数百件のコメントが寄せられている。ここでは、運営協議会での検討内容として、保育ニーズ全体像と保育士体制や病児・病後児保育などの個別各論の各々の論点について取り上げる。

#### （1）保護者が求める保育ニーズの全体像

保護者が求める保育ニーズの全体像を把握する上での前提としてまず認識を必要があるのが現状の公立保育園に対する満足度である（各年アンケート設問1）。平成26年度、27年度のいずれも「満足」「概ね満足」を足した数字は95%を超えており、多くの父母から支持を得ていることが示されている。その理由には、現状の保育内容や保育士のスキル等に対する信頼がある。よって、保育ニーズを検討するにあたって大事な点は、保育ニーズは様々なものがあるが、一方でその実現にあたっては、現状の保育内容や保育体制への悪影響がないようにすることは大前提であるということである。五園連では、「意見・要望等」でも必ずその点を市に伝えたいと、その実現に向けては、一方的な意見・要望とするのではなく、対話とお互いに知恵を出し合う中での相互理解を重視している。

また、全世帯を対象としたアンケートでは保育ニーズとして、20程の選択肢から上位5つを回答してもらい、要望数に関する順位付けを行っており、ここ数年の上位は保育士体制の問題解決、待機児童の解消、病児・病後児保育の拡充である。これらに続くのが、19時までの延長時間の一時（日割）利用の導入、園のセキュリティの強化、施設面の改善、災害対策等である。

但し、この順位づけは、あくまでもアンケートの要望数に基づくものであり、一人一人の要望の強さ（質的な要素）を踏まえたものではない。よって、障がい児保育のように順位は低くても重要な意見・要望もあることに留意するとともに、アンケートを考察する上では順位だけでなく、その理由を自由に記述してもらっているため、その内容を考慮しながら検討をしていく必要がある。そこで、「意見・要望等」では要望数の順位付けは行いが、いずれの項目も取り上げたうえで、市に対しては、アンケート等を用いて出来る限り生の情報を伝えた上で、運営協議会で検討を行っている。

その上で、運営協議会での検討結果の各論の主要なものは下記（2）の通りだが、この間保育士体制問題など毎年平行線となる要望項目もある一方、病後児保育室の開設や災害時の各園代表者への緊急メール連絡の実施、園のセキュリティ強化策などで改善点も挙げられる。

## （2）各論

以下、保護者アンケート及び「保育計画（のびゆくこどもプラン小金井）」で市が検討している事業を中心に協議会の中で個別検討を行った。

### ① 保育士体制について

保育業務の総合的見直し協議がスタートし、正規職員の退職者の補充が非正規職員になったことや、保育士の欠員が恒常化したことから、要望数の第1位となっている。

→詳細は下記4. 当面の課題参照

### ② 待機児童問題について

父母からは以下の要望を市に伝えている。

「毎年の全世帯向けアンケート調査においても待機児童解消の要望が2位となる等、高いニーズとなっており、きょうだいバラバラの園に泣き別れて通っていて困っているケースや、待機児童を理由に新たな妊娠を躊躇するなどの意見が多数出ている。また2014年度は待機児童解消のために公立保育園で計10名の緊急受け入れを実施したほか、過去においては、定員の弾力化枠の適用や遊戯室の一部を育児室にするなどの保育への影響も出てきている。市では、平成29年度の待機児童解消を目指した保育計画を策定されているが、計画達成のための具体的な施策の着実な実施に加え、施策を実施するに

あたっては、現状の保育の質や保育環境を後退させることのないよう対応をお願いしたい。」

これに対しては、市からは保育計画の目標である平成29年度の待機児童解消を前提に毎年具体的な対策を実施している。(資料18、35参照)

### ③ 病児・病後児保育について

病児保育について、五園連側からは引き続き強い要望があることを示し、一方で市からは医師会等への働きかけの状況についての報告があった。

また、病後児保育室(くるみ保育室)が開設されたものの、病後児保育に対するニーズは引き続き高い一方、利用度があまりあがっていない課題があった。この点については、運営協議会のアンケートにくるみ保育室に関する設問を設け、その回答結果をもとに認知度の向上などの改善策について具体的な検討を行った。

### ④ 延長保育について

資料36 論点整理メモ及び資料24参照

### ⑤ 延長保育のスポット利用(一時利用)について

資料42 論点整理メモ参照

現在実施されている19時までの延長保育の一時(日割)利用については、運営協議会での検討の結果、市と組合側で実現に向けた具体的な協議が実施されている。

### ⑥ 障がい児保育について

資料30 論点整理メモ及び資料23参照

## 4. 当面の課題

当面の課題については、昨今の保育士不足を背景に足元の保育士の欠員の問題について、継続的に状況を確認し、対応策の検討を行っている。更に足元の欠員の問題に加え、保育士体制に関連して、総合的見直し期間中における正規職員採用の中断による懸念点について、五園連側より文書でも申し入れも行っており(資料13及び資料113)、それらについての協議を行った。(資料20)

具体的には、保育士の欠員状況について、市より毎月継続的に報告を受けた。主に臨時職員の欠員が多く、多い時で1園あたり2名程度であるが、週5日フルタイムで働ける臨時職員は稀で複数名での対応となっている。また、採用募集は常時行っている状況となっているばかりか、本来職員課で実施すべき採用活動について、園長先生等保育士

自らが採用の声掛けを行っている実態が明らかになっている。更に年度初めである4月時点においては、11時間パートや給食調理員が欠員となるケースもあり、これらを他の正規職員や複数名の非常勤職員にてやりくりをしているため、大変複雑な人員配置となった（具体的には資料79、80、82参照）。これらの状況に対しては、五園連側からは細切れ保育の問題点として、子どもたちに与える影響については大きな不安や懸念がある点を指摘し続けている。

更には平成26年度からは、それまで任期の定めのない正規職員の退職に対しては、同様の正規職員の採用ではなく、任期付き職員による補充となった。このため、保育士のスキルの伝承や保育内容の長期的な継続に関する懸念の声が出ているだけでなく、欠員状態や非正規化が常態化することにより、運営協議会であるべき保育のあり方を協議しても絵に描いた餅になってしまうことや、運営方式の見直しにも影響を及ぼすなど、協議自体に悪影響を与えることへの懸念を指摘している。これらについては、市側は任期付き職員も正規職員であり、保育に支障はないと回答しており、五園連側と認識に大きな開きがある。

#### 5. あるべき公立保育園の姿と運営形態の見直しについて

公立保育園の役割については、上記Ⅲ（4）の通り、1 行政機関としての役割 2 地域子育て支援の拠点としての役割 3 保育施設の拠点としての役割のほか、保育の質に関して公立保育園が果たしている役割や待機児童対策等への貢献、公立保育園がモデル的な取り組みを示すことや、市全体の保育の質の向上のため、中核的な機能、家庭支援センター的な役割、すべての保育施設の連携を図る役割を担うこと等について指摘がされている。これらは、保育士体制や、財政面等の課題から現状の公立保育園で全て実施できているものではないが、公立保育園のあるべき姿として、市や保育検討協議会でまとめられた内容は、本協議会においても、一定の共有ができるものである。

そして、五園連側は、この役割を確実に実施することこそが管理運営の効率化であり、運営形態を考える上での前提となると考える。

なお、運営形態の見直し（民設民営化）について、保育検討協議会意見書には五園連側委員意見として以下の記載がある。（なお、下記は、あくまで検討協議会の議論の中で、十分な検討もない中で民営化の是非について焦点が当たった際の意見であり、当協議会では、覚書での合意のとおり、将来の運営形態については、前提を置かず議論を行っているものである。）

○公立保育園の父母の95%が現状の保育内容を支持しており、経験豊富な職員による安定した保育のもと、子どもたちを安心して預けており、現状の公立保育所に相

当の無駄や非効率な部分が無い中で、運営形態を見直すことには反対である。運営形態の見直しには検討から実施まで大きなコストがかかるが、その間、行政と父母の関係が崩れ、議会や裁判所に訴えを起こしているケースや、民営化後のトラブル（短期間で運営業者が変更するケースなど）も多数見受けられる。また、運営形態を見直すことで、現状の保育の質が維持されるのかどうかについても大きな不安がある。（民営だから質が悪いということではなく、民間でも公立でも様々な保育内容の違いがある中、現状の高い保育の質を維持できるのかという点において）。一般に公立保育所は市の保育施策の中核であり、現状の公立保育所の人材等を活用することこそが、管理運営の効率化である。具体的には（１）で公立保育所の役割として示されたモデル的な取り組みや保育のスタンダードを実践しつつ、その内容を４）で挙げられた民間園との合同研修や関連する会議体（例：公立保育園運営協議会）などの公の場で報告・検討をすることで市全体の保育の質の向上や保育施設間のコミュニケーションの円滑化に貢献できると考える。これらの保育施策を通じて、市全体の保育が充実することで、市内外の人に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるようにすべきである。

○公立保育所の管理運営の効率化は財政問題だけで議論するのではなく、子どもを第一に考え、その最善の利益に配慮した保育の質を維持・向上させること。また、保護者に対する子育て支援と保育指導の充実という観点からも議論・検討すべきである。こうした課題こそ、公立保育所が優先的に取り組むべきものであり、その充実の向け、体制改善することこそが公立保育所の管理運営の効率化である。

○公立保育所の管理運営の在り方として、民営化について検討するのであれば、市からより具体的な内容を提示して頂いた上で、児童福祉審議会で３年の議論を行ったように、十分な検討期間を持つ必要がある。民営化も公設民営（民間委託）と民設民営（民間移譲）では、保育への影響や市の関わり方等について、全く異なるものであるが、その違いについての検討も一切されていない。まずはそれぞれの利点・課題を子どもの最善の利益の観点からきちんと整理する必要がある。

#### IV. 終わりに

以上の通り、全 29 回、2 年 5 か月の中で協議をしてきた内容について、論点を整理してきたが、どの項目についても、協議会の性格上、結論までには至らないものや、協議の結果、一定の方向性は出ているものの、実施に当たって市側での調整がまだ完了していないもの（延長保育の一時利用など）、更には保育士体制の問題のように市と五園連側で意見が平行線で硬直しているものもある。このような状況から、市側と保護者側が本協議会で協

議を続けていくにあたり、協議を継続しても中々改善まで結びつかないことも多いため、協議会そのものの意義が問われることもある。

しかし、小金井市公立保育園の運営面における現状の課題や保護者が求める保育ニーズ、保育の質や保育体制等について論点や改善の方向性について整理を行うことは、問題を提議し、市側との共通の認識を持つことで、市と保護者間における相互理解の向上に資するだけでなく、検討協議会でも指摘があった小金井市の保育のスタンダード（基準）へ貢献することで、公立保育園関係者のみならず、市内外の保育関係者や一般の市民に対しても意義があることである。

もとより、そこに至る道のりは容易なことではないが、本協議会で検討・報告される内容によって、小金井市公立保育園における保育内容が市や保護者に対してはもとより、市民への理解に貢献し、更には小金井市全体の保育の質の向上や保育施設間のコミュニケーションの円滑化に貢献されることを切に願うものである。

以上

小金井市公立保育園運営協議会委員名簿（第Ⅰ期）

氏名	所属	委員長	在任期間（第Ⅰ期）	選出区分	備考
東海林 一基	くりのみ保育園		25.12.18～28.3.31	第3条第1号	
本多 由美子	くりのみ保育園		25.12.18～28.3.31	第3条第1号	
三橋 誠	わかたけ保育園	共同委員長	25.12.18～28.3.31	第3条第1号	
片桐 由輝	わかたけ保育園		25.12.18～27.3.31	第3条第1号	委員の交代
細部 真佐子	わかたけ保育園		27.4.20～27.3.31	第3条第1号	
八下田 友恵	小金井保育園		25.12.18～27.3.31	第3条第1号	
寺地 理奈	小金井保育園		25.12.18～27.3.31	第3条第1号	
市川 朋子	さくら保育園		25.12.18～27.3.31	第3条第1号	委員の交代
石澤 和絵	さくら保育園		27.4.20～28.3.31	第3条第1号	
小泉 未紀	さくら保育園		25.12.18～28.3.31	第3条第1号	
宮田 優子	けやき保育園		25.12.18～28.3.31	第3条第1号	
岩下 佳美	けやき保育園		25.12.18～26.3.31	第3条第1号	委員の交代
岡崎 英	けやき保育園		26.4.21～28.3.31	第3条第1号	
川村 久恵	子ども家庭部長	共同委員長	25.12.18～27.3.31	第3条第2号	委員の交代
佐久間 育子	子ども家庭部長	共同委員長	27.4.1～28.3.31	第3条第2号	
鈴木 遵矢	子ども家庭部保育課長		25.12.18～28.3.31	第3条第2号	
古賀 誠	子ども家庭部保育課保育係長		25.12.18～26.3.31	第3条第2号	委員の交代
諏訪 知恵	子ども家庭部保育課長補佐兼 保育係長		26.4.1～27.3.31	第3条第2号	
藤井 知文	子ども家庭部保育課長補佐		27.4.1～28.3.31	第3条第2号	
渡部 和代	くりのみ保育園園長		25.12.18～26.3.31	第3条第2号	委員の交代
前島 美和	くりのみ保育園園長		26.4.1～28.3.31	第3条第2号	
杉山 久子	わかたけ保育園園長		25.12.18～28.3.31	第3条第2号	
福澤 永子	小金井保育園園長		25.12.18～27.3.31	第3条第2号	委員の交代
小方 久美	小金井保育園園長		27.4.1～28.3.31	第3条第2号	
福野 敬子	さくら保育園園長		25.12.18～28.3.31	第3条第2号	
海野 仁子	けやき保育園園長		25.12.18～28.3.31	第3条第2号	

提出資料一覧

資料番号	資料名	提出者	備考
資料1	保育業務の総合的な見直しについて	市	
資料2	小金井市公立保育園運営協議会の設置に当たって	市	
資料3	小金井市公立保育園運営協議会設置要綱	市	
資料4	小金井市公立保育園運営協議会委員名簿	市	
資料5	共同委員長設置に係る小金井市公立保育園運営協議会設置要綱の一部改正について	市	
資料6	小金井市公立保育園運営協議会委員名簿	市	
資料番号なし	「保育業務の総合的な見直しについて」の質問事項等	市	
資料番号なし	小金井市公立保育園運営協議会工程表（イメージ）	市	
資料7	小金井市公立保育園運営協議会の運営方針に関する覚書（案）	市	
資料8	就学前児童数・将来人口推計等資料	市	
資料9	平成21年度から平成25年度までの就学前児童数・一次募集応募者数等資料	市	
資料10	小金井市立保育園保育内容	市	
資料11	平成25年度 小金井市立保育園父母の会 意見・要望等 及び 市の回答	五園連	
資料12	平成26年度保育所案内	市	
資料13	平成26年4月からの公立保育園の保育体制について（要望）	五園連	資料14・資料15 欠番
資料16	平成25年度対市懇談会向けアンケート	五園連	
資料17	民間・公立保育所の決算額等推移（過去5年間）	市	
資料18	保育所入所待機児童の定義	市	
資料19	待機児童数の推移	市	
資料20	保育体制の論点に関するメモ	市	
資料21	保育理念に関する論点整理メモ	市	
資料22	小金井市公立保育園運営協議会 工程表（26年度まで）	五園連	
資料23	障害児保育の調べ	市	
資料24	0歳児保育・延長保育の調べ	市	
資料25	保育園職員選考実績一覧	市	
資料22-1	小金井市公立保育園運営協議会 工程表（26年度まで）	五園連	資料22 修

修正			正版
資料 27	小金井市公立保育園運営協議会委員名簿	市	
資料 28	「保育業務の総合的な見直しについて(五園連作成資料)」の質問事項	五園連	
資料 29	障がい児保育の調べ(受入定員無し・全年齢対象)	市	
資料 30	障がい児保育に対する論点整理メモ	五園連	
資料 31	「保育業務の総合的な見直しについて(五園連作成資料)」の質問・回答	市	
資料 32	小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書(就学前児童調査部分抜粋)	市	
資料 33	「保育業務の総合的な見直しについて(五園連作成資料)」の質問・回答(資料 31 五園連追記)	五園連	
資料 34	障がい児保育に関する論点整理メモ	五園連	資料 30 修正版
資料 35	平成 26 年度待機児童解消方針	市	
資料 36	延長保育に関する論点整理メモ	五園連	
資料 37	子ども・子育て支援新制度に伴う小金井市が定める各種基準(案)に対する意見募集について	市	
資料 38	平成 26 年度公立保育園の運営に関するアンケート(案)	五園連	
資料 39	現場視察確認メモ(案)	市	
資料 40	臨時職員の募集配置状況	市	
資料 41	小金井市公立保育園運営協議会視察記録(たたき台)	市	
資料 42	延長保育のスポット利用(緊急一時利用)に関する論点整理メモ	五園連	
資料 43	平成 26 年度公立保育園の運営に関するアンケート(案)	五園連	資料 38 修正版
資料 44	職員の募集配置状況	市	
資料 45	離乳食の進め方の目安	市	
資料 46	小金井市公立保育園運営協議会視察記録	市	
資料 47	公立保育園の保育内容(乳児の保育 環境づくり(室内遊び))	市	
資料 48	平成 26 年度公立保育園の運営に関するアンケート調査集計	市	
資料 49	職員の募集配置状況	市	
資料 50	平成 26 年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要	五園連	

	望等		
資料 51	公立保育園の保育内容（お泊り保育）	市	
資料 52	小金井市公立保育園 職員研修実績	市	
資料 53	職員の募集配置状況	市	
資料 54	平成 26 年度小金井市公立保育園父母の会からの意見・要望等について（回答）	市	
資料 55	職員の募集配置状況	市	
資料 56	保育業務の総合的な見直しに伴う拡大事務折衝の確認事項	市	
資料 57	職員の募集配置状況	市	
資料 58	保育の質について 前回の質問に対する回答	市	
資料 59	職員の募集配置状況	市	
資料 60	各年度における保育所等の定員数について	市	
資料 61	職員の募集配置状況	市	
資料 62	公立保育所の役割について	市	
資料 63	屋外遊技場に係る基準等	市	
資料 64	のびゆくこどもプラン 小金井（案）抜粋	市	
資料 65	平成 27 年 4 月 保育施設等利用申請状況（一次募集）	市	
資料 66	職員の募集配置状況	市	
資料 67	小金井市公立保育園運営協議会委員名簿	市	
資料 68	小金井市公立保育園運営協議会 工程表（27 年度まで）	市	
資料 69	職員の募集配置状況	市	
資料 70	保育課関連予算（当初）における過去 5 年間の推移	市	
資料 71	平成 26 年度公立保育園の運営に関するアンケート（参考）	市	
資料 72	小金井市保育検討協議会について	市	
資料 73	小金井市保育検討協議会設置要綱	市	
資料 74	職員の募集配置状況	市	
資料 75	保育課関連予算における過去 5 年間の推移（その 2）	市	
資料 76	小金井市公立保育園運営協議会審議経過（たたき台）	市	
資料 77	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート	市	
資料 78	現場視察調査事項	市	
資料 79	職員配置比較（平成 25 年度と平成 26 年度）くりのみ保育園	市	
資料 80	0 歳児職員配置比較表（H25 年度・H26 年度）	市	

資料 81	職員の募集配置状況	市	
資料 82	小金井保育園 26 年度の体制について	市	
資料 83	定員数・待機児童数及び予算推移	市	
資料 84	平成 25 年度・平成 26 年度備品購入一覧	市	
資料 85	小金井市保育検討協議会会議（第 1 回）概要	市	
資料 86	小金井市保育検討協議会提出資料一覧	市	
資料 87	職員の募集配置状況	市	
資料 88	児童一人当たり年間支出額(施設別)・民間保育所事業費割合	市	
資料 89	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート集計結果（速報版）	市	
資料 90	保育園の保健業務	市	
資料 91	小金井市保育検討協議会開催概要	市	
資料 92	職員の募集配置状況	市	
資料 93	第 2 2 回運営協議会における確認事項	市	公立園と民間園の比較資料
資料 94	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート	五園連	
資料 95	小金井市各公立保育園における散歩実施状況について	市	
資料 96	小金井市保育検討協議会開催概要	市	
資料 97	職員の募集配置状況	市	
資料 98	保育所運営費の経理等について	市	
資料 99	食物アレルギーの対応について	市	
資料 100	小金井市保育検討協議会開催概要	市	
資料 101	職員の募集配置状況	市	
資料 102	小金井市公立保育園運営協議会視察記録（案）	市	
資料 103	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート結果（概要）	市	
資料 104	小金井市保育検討協議会開催概要	市	
資料 105	平成 27 年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等	五園連	
資料 106	職員の募集配置状況	市	
資料 107	小金井市公立保育園運営協議会視察記録	市	
資料 108	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート結果（概要 2）	市	

資料 109	乳児と行事～「一人ひとりを大切にする保育」の実践として	市	
資料 110	小金井市保育検討協議会開催概要	五園連	
資料 111	平成 27 年度 小金井市公立保育園父母の会 意見・要望等（回答）	市	
資料 112	職員の募集配置状況	市	
資料 113	小金井市公立保育園父母の会意見・要望 総合的見直し協議と、現状の保育内容の維持・向上について	五園連	
資料 114	小金井市公立保育園運営協議会視察記録	市	資料 107 修正版
資料 115	平成 27 年度公立保育園の運営に関するアンケート結果（概要 3）	市	
資料 116	公立保育園の行事の経過と取り組み ～「運動会」から『プレイデー』へ～	市	
資料 117	小金井市公立保育園運営協議会（第 1 期）報告書（骨子案）	五園連	
資料 118	今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見～小金井市保育検討協議会報告～	市	
資料 119	職員の募集配置状況	市	
資料 120	小金井市公立保育園父母の会意見・要望 総合的見直し協議と、現状の保育内容の維持・向上について（回答）	市	
資料 121	小金井市公立保育園運営協議会（第 1 期）報告書（ドラフト）	五園連	
資料 122	職員の募集配置状況	市	
資料 123	小金井市公立保育園運営協議会（第 1 期）報告書（ドラフト②）	五園連	
資料 124	職員の募集配置状況	市	

## 第1期 委員感想

正直なところ、市側から五園連に対して運営協議会の申し入れの話を聞いた時は、「いよいよ来たか」という感じでした。当時、五園連の中でも市側と実のある協議ができるのかについては、懐疑的な意見も少なくなかった上に、夜の遅い時間に子どもを預けてまで開催をすること自体がハードルでした。それでも子どもたちが通う保育園がどうなるのか不安であり、協議をすることで少しでもよくしたい、そんな思いからこの運営協議会をはじめたと思います。

その皆さんの思いに対して、共同委員長として責務を全う出来たかは皆さんに評価を頂くしかありません。この間に協議をした内容について、この報告書で書けたこともその一部にすぎませんが、お手に取っていただき、少しでも小金井市の保育に役立てていただけたら、幸いです。

運営協議会を進める中で気を付けた点の一つは、議論の本質的なところは、「子どもの最善の利益」であり、子どもたちが保育園でどのように過ごすか、という点です。もちろん、財政上の課題や新制度上の問題など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化をしていますし、一市民としてその点への配慮は当然必要です。しかし、予算や財政の話を中心（または前提）とするのであれば、全ての政策を取り上げたうえで優先順位を検討しなければ一市民としては納得できませんが、運営協議会はそのような検討をする場ではありません。まずは、子どもたちのことを考え、小金井の保育について検討する場です。よって、この運営協議会では、財政の話や効率的な運営に関する議論を妨げるものではなく、実際に考え方の整理には相当の時間も費やしましたが、それも、子どもの最善の利益とどう関係してくるのかを常に気かけました。保育にかかわらず市のすべての施策に言えると思いますが、まず市民ニーズがあり、そのニーズを実現するために財政面等をどう工夫するかが筋論ですので、この運営協議会でも、まずは子どものために公立保育園の運営形態を総合的に見直すことの是非が問われるべきだと整理をしました。

よって、そのために大事なのは現状の公立保育園の保育内容の理解です。論点の中心となる「保育の質」については、園から保育園の話を知ると、市当局はもとより、私自身も含む我々父母ですら、理解をしていないことも多いことに驚きました。保育ニーズについては、市と共同でアンケートを実施するなどを通じて、予算がない中で知恵を出し合いながら改善策を検討し、時間はかかりましたが、少しずつでも改善も見られました。一方で、もともと運営協議会を発足させるきっかけとなった総合的な見直しについての協議は、市から具体的な提案や数字の資料が無い中で、総論・観念的な議論で考え方の整理までとなり、次の委員に引き継がれていくこととなります。

運営協議会を進めるにあたり、共同委員長を申し入れ、覚書を締結し、工程表を作成し

ましたが、ほぼ父母の要望を受け入れて頂き、その後も文字通り、市と共同で対応をしていきました。市とは立場は異なりますが、議論をする上では一定の相互理解と信頼関係が無ければ建設的な議論は出来ません。共同委員長の川村部長、佐久間部長をはじめとする市当局の皆さんとの率直な意見交換ができたのはとても幸いでした。ありがとうございました。園長先生や会議に出席された先生からは、通常の保育業務だけでも大変な中で、わかりやすい資料を作成いただくとともに、会議では中々話しにくい中でも示唆に富むコメントを沢山頂き大変感謝をしています。そしてなにより、委員の皆さんや五園連をはじめとする父母皆さんの協力により、何とかその任を全うすることが出来ました。改めて感謝を申し上げます。

今後の運営協議会が実のある会議となりますように。

三橋 誠（わかたけ保育園保護者）

委員が私に務まるだろうかと、不安な気持ちで始まった運営協議会ですが、力不足ながら任期を満了することができほっとしているところです。子どもたちがよい保育を受けてこられたという実感から、これからたくさん子どもたちがよい環境の中で育っていけるようにという思いで委員を務めてきました。

これだけ保育問題が注目を浴びている中、実際子どもたちがどのような保育を受けているかということまでは、一般にはあまり知られていません。子どもたちが受けている保育がどのようなものか、ある程度は理解できていると思っていましたが、運営協議会を通じて、「子どもの最善の利益」の観点が中心にあり、子どもに寄り添って保育していることがよくわかりました。また公立園の保育方法が、今注目されている非認知能力を養うことに有効な方法だとも感じました。この運営協議会を通じて共有することが出来た親の満足度も高い小金井の市立保育園の保育内容が、これからの小金井市の保育を考えていく中で一つの指標となればと思っています。

今、小金井市が財政問題・待機児童問題等、様々な課題を抱えていることは承知しています。しかし、今問題になっている保育士不足の大きな原因が待遇の悪さにあること、一般的に民間保育園の保育士の勤続年数が短いこと、新設保育園が急増したことから保育の質が追いついていない現状を考えると、保育園を民営化すれば財政問題・保育サービスの拡充がされるという簡単な話ではなく、あらたな問題を生み出す恐れがあると思っています。公立保育園と民間保育園の運営費を単純に比較し、財政効果だけを考えるのは父母として納得がいきません。民生費が近隣他市と比べて少ないということからも、小金井市の財政問題の原因が保育所の運営にあるわけではありません。公立保育園の運営が、潤沢とは言えない予算の中賄われているということも、運営協議会の中で確認されています。

小金井の公立保育園には経験の豊富な保育士の方が多く、ピノキオ幼児園と人材交流をしていた実績から、発達支援の経験が豊富な保育士の方もたくさんいます。これからは、家庭環境の問題・発達に関する事など、支援を必要とする子どもがますます増えてくると思います。そういう中公立保育園の役割も重要になってくると思いますし、またそのための体制も維持していく必要があるのではと考えます。

財政面から公立保育園の運営の見直しだけに着目するのではなく、小金井市全体としてどのような保育・子育て支援をしていくのかよく検討した上で、保育行政をすすめていただきたいと思っていますし、そうでないと公立園の運営の見直しに関しても保護者の理解が得られないと思います。

最後に、小金井市の子育て環境が、スローガンだけでなく文字通り「子育て

環境日本一」になるよう願っています。

本多 由美子委員（くりのみ保育園保護者）

平成 25 年 11 月の会発足以来、2 年 5 ヶ月の任期中、皆様には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

発足当時を振り返りますと、くりのみ保育園で園生活を通じた 2 人の子の成長を日々感じられていたなか、公立保育園の民間委託等の話がうっすらと耳に入り始めていた時期であったように思います。当時、保育行政に強い関心を持っていたわけではありませんでしたが、会の発足を知り、今後どのような形に公立保育園が進むにせよ、その経過をよりよく把握するきっかけになればと思い参加を希望いたしました。

会では、多岐にわたる議事や委員の方々の様々な意見に触れ、改めて自らの不勉強を実感しながらも、市の保育行政が少しでも良い方向に進んでいくことを願い、意見や提案等をできるかぎり述べさせていただきました。当初は、何を協議すべきなのかもよく把握できぬまま、手探りの状態で発言をしてしまうこともありましたが、会が進むなかで、いくつかの点で自分なりに徐々に整理をつけることができたように思います。第 1 期を終えるにあたり、あくまで一委員の所感という形にはなりますが、それらの点について記載したいと思います。まず第一に、小金井の公立保育園は保育の質が良いと捉えられているということです。これは、27 年度に実施した保護者アンケートの結果で、公立保育園への満足度が非常に高かったことをはじめ、委員内外の様々な意見等から、任期中継続して感じられました。

第二に、その一方で、小金井の良質な保育を実現しているものが具体的に何であるのか、他市等の保育園と比較してどうであるのか、また市の保育を取り巻く現状が、それにどういった影響を及ぼしているのか等については、市や園職員、保護者の間で、十分検討や共有がなされていないという状況も感じられました。

第三に、財政その他の理由で、公立保育園の民間委託等、市の保育のあり方をこれまでと変える必要があるとする意見があることは承知していましたが、そうした意見には、小金井の保育の質や保護者の満足度といった観点がほとんど検討・考慮されていないように感じられたということです。市の「総合的見直し」文書をはじめ、本協議会の委員の一部も参加した保育検討協議会の議論でも、同様の印象を持ちました。

これらを総合すると、次のことが言えるように思います。それは、小金井の公立保育の将来像を議論する上でまず取り組むべきは、現状の市の公立保育園の良質さについて、可能な限り網羅的かつ具体的に、目に見える形で提示・記録し、それを市・園職員・保護者の間で共有することだ、ということです。その作業を通じて現在の保育のありようをよく理解することで、将来像の形成にあたり保育そのものの内容にしっかりと軸足を置いていくことが重要なのだと思います。

第1期の委員として、私自身が本協議会にどの程度貢献できたのかはわかりませんが、そうした課題に取り組む意味でも、市・園職員・保護者の3者が定期的に協議の機会を持てる本協議会の意義は、今後も非常に大きいと思います。小金井市のより良い保育行政のため、次期以降の委員の方々による本協議会でのさらなる協議の進展に期待しております。

どうもありがとうございました。

東海林 一基委員（くりのみ保育園保護者）

平成27年4月より、卒園した片桐委員の後任として参加させて頂きました。

会議に参加してみると、いかに小金井市が厳しい財政状況であるかがわかり、そのような中でこの素晴らしい保育を必死に維持しようとしていること、年々ますます苦しい状況に追い詰められているということ、がわかり、驚きの連続でした。

これまでただ園に子供たちを預け、すくすくと成長させて頂き感謝するばかりでしたが、いかに大変な条件の中で実現されてきたものだったのか。先生方が長い年月をかけて努力と経験と工夫を重ね、公立五園が協力しながら生み出してきた結果であることに、深い感謝を感じました。

もちろんこれは、実現のための支援をしてくれている、市と市民の協力あつてのものだとも思います。

小金井市には他市区にも誇れる豊かな「子どもが触れ合える」自然環境があり、心身ともに穏やかに健康的に育つ土壌があります。公立学校で進学しても高い教育レベルにあり、幼少期からたくさん駆け回って丈夫に育つ、文武両道の優れた地域性があります。これはまさに全国に誇れる小金井の無形財産ではないでしょうか。

この魅力を市全体で再認識し、さらに高め、世の中の少子化とは無縁な地域を目指せたらどんなに素晴らしいでしょうか。そのためにも保育園の質と量の充実は、働く家庭が増える助けになり、多くの子どもを産み育てやすくするトリガーになり、市の将来にも大きなメリットになると思います。

我が家はかつて認証保育所にもお世話になりました。是非、小金井の子どもたちがみな等しく健やかに育つ環境を得られるよう、将来（子ども）への投資は怠らないで頂きたいです。そして、この素晴らしい保育の質を維持していくためにも、市が運営の責任を持つ公立五園を核として、市全体の保育園を充実させるよう、お願いいたします。今はなんとか踏ん張っていますが、本運営協議会の中で、それがいつ崩れてしまってもおかしくない、ぎりぎりの状態であるとわかり、とても危惧しています。

利用者の私たちもしっかり現状を理解し、協力していくことが大切です。

そして、公立保育園がどんなに質素でも素晴らしい努力をしていて、小金井の保育の質が高いかということ、もっともっとアピールすることも重要かと思えます。

一年間、どうもありがとうございました。 本当によい機会を得ることができました。

今後は周囲にも検討内容を発信して行くことができるよう、引き続き努力していきたいと思ひます。

細部 真佐子委員（わかたけ保育園保護者）

運営協議会の時間は私にとって、小金井の保育を学ぶ事ができた貴重な時間でした。協議を重ねていく中で、保育というもののや保育の質、公立保育園の役割や小金井の保育全体のことを学び、さらには検討協議会が設置された事により、小金井の保育をどうしていくのかの理解を深める事ができました。

委員になった当初は保育園で過ごす子どもの保育といったものをよく知りませんでした。保育業務の見直しや保育士体制の事などで子どもに影響がでるのではないかと、何かできないかと必死だったと思います。

保育士体制の問題はとても重要な協議になっています。五園連側からも意見、要望が出された事はとても大きな事だと思います。

子どもたちのつながる安定した保育をするためには安定した保育士がいるからこそできるものではないでしょうか。

任期は終わりましたがこの経験を活かして、大切な子どもを預ける父母の声をどうあげていくのか、小金井の保育を市民や父母に伝えていくにはどうしたらよいのか、よりよい保育が継承されていくには父母として何が出来るかなど、これからも父母や保育に関わるみなさんと話し合っていけたらと思います。

小金井の保育を考えるならば市内保育施設への見学に行けなかった事などは心残りではありますが、次期保育運営協議会に期待したいと思います。より多くの方の傍聴で部屋がいっぱいになる事を願います。

寺地 理奈委員（小金井保育園保護者）

二年半の間、毎月一回、子ども家庭部の職員の皆さん、また五園の園長先生とじっくり、小金井の保育について議論し合えたことは、とても良い機会だったと思っています。

一番に願うのは、小金井という街が、市民はもちろん市外の人にとっても魅力的であるようにしていきたいということです。

未来を担う子どもたちが、健全な育成に十分でない環境下で保育されることは、どんな親も望んでおりません。また、ゆとりのない保育者に、ただ仕事の間預けるだけということも望んでおりません。声を上げる事の出来ない子どもたちのためにも、この協議会を通じて、様々な勉強、発信をしていきたいと思って参加しておりました。40年以上の歴史ある小金井の公立保育にもっと誇りと自信を持って、都内のどの自治体にも負けない、職員の方々の『子どもをど真ん中にした保育！』の強い思いがあるのですから、しっかりと引き継いで改革しながらも守って行ってほしいと思います。

任期満了にて委員をおりますが、今後の協議会の更なる発展を願っております。

八下田 友恵委員（小金井保育園保護者）

昨年4月、前任者の方から引き継ぎ運営協議会に参加させて頂くことになりました。どのような会議かよく知らないままに引き受けてしまい、毎回内容についていくのがやっとというような状態でした。

小金井市の公立保育園に入園してからちょうど1年が過ぎ「良いところだな」と漠然と感じているくらいで、公立保育園を取り巻く状況については何も知らず、この会議を通して様々なことを知ることができました。中でも公立保育園が大切にしている保育内容や保育の「質」というものを知る機会となったのが私にとっては大きな収穫で、この保育を守るためにはどうしたらよいのかということを考えることができました。今の世の中は、保育内容を十分吟味した上で行きたい保育園を選択するということが難しくなっている状況にあります。そんな中、公立保育園を利用している方々には、あらためて保育理念やそれに基づく細やかな配慮、そして抱えている問題について知ってもらうことは非常に重要だと思います。この会議で議論されたことをどのように伝えていくかというのは、私の中で一つの大きな課題でしたし、それはこれからも考えていく必要があると思っています。現在保育園を利用している人だけでなく、今後利用予定の人はもちろん、様々な世代の人に、小金井市の公立保育園が置かれている現状を伝え、保育園の在り方だけでなく小金井市全体の子育てがより良いものになるように多くの人の声が届くと良いなと思います。

1年間ありがとうございました。

石澤 和絵委員（さくら保育園保護者）

運営協議会への参加は2014年4月からの2年間となりますが、協議会の『目的』や『意義』というものを自分の中で咀嚼するのにしばらく時間が必要でした。徐々に見えてきた主キーワードが、『保育の質』というものだったのですが、一言で『保育の質』と言っても、その詳細な内容は可視化、定量化されておらず、園長たちに色々な『保育の質』について具体的説明を受け、理解の一助にはなりましたが『保育の質=〇〇』のように理解することは難しいものでした。

「『保育』はビジネスだ（になり得るかもしれない）けど、ビジネスではない」と考えるならば、もしかすると『保育の質』の定義化、定量化など必要がないのかもしれませんが、

『保育業務の総合的見直し』のこの時期に考えることは非常に重要だと感じます。

協議会の出席を重ね、この2年を振り返ってみますと、率直に言って『停滞』という2文字を感じざるを得ませんでした。

もちろん、当運営協議会が所謂『何らかの結論』を出すものではないと理解はしていますが・・・

いろいろな立場の責任者達が主張を繰り返すのではなく、短期と中長期のビジョンに分けて、具体的なソリューションを示していくことが必要ではないかと。

その過程において『小金井市の保育』や『保育の質』というものが明確になっていくし、明確にする必要が生じてくると考えます。

更に、それを関係者全員（もちろん父母、児童も含め）が共有していければと思います。

これからの関係者たちと運営協議会のご活躍を期待しております。

岡崎 英委員（けやき保育園保護者）

公立保育園の職員として、運営協議会に2年間参加させていただきました。委員の方々に「保育の質」について、理解していただくために、食事・アレルギー対応・環境作り・お泊り保育・プレイデーなど公立保育園の行事の経過と取り組みを、様々な角度から資料として職員でまとめてお示ししてきました。日々の保育を見直し、事例を報告する、いい機会である一方で、保育の質を伝える難しさを実感しました。このことを通して、これからの保育園について、委員の方々と職員で意見交換をすることができたことは、とても貴重な経験です。お忙しい中、委員の方々には、ご出席くださり、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

前島 美和委員（くりのみ保育園園長）

小金井市公立保育園運営協議会に、保育園職員として参加させていただきました。2年4ヶ月の間、公立保育園で大切に行っている保育の中身について立ち止まり振り返り保護者委員のみなさんと一緒に確認できた大変良い機会になりました。また公立保育園運営に関するアンケート調査の結果を丁寧に考察する事で今後の子育て世代の市民ニーズの把握もでき、これから保育行政に携わる職員として改めて真摯に向き合っていきたいと思っています。

保護者の委員の皆さんには、お忙しい中の出席に感謝していますと共にいつも公立園への暖かいご支援や、保育へのご理解に励まさせていただきました。今後もどうぞよろしくお願ひします。ありがとうございました。

杉山久子委員（わかたけ保育園園長）

「保育を伝える」ということの手くそさと「保育の質」を共有することの困難さに悶える日々。保育の意図やねらいについて、今までどれだけ保護者のみなさんに伝えられていなかったのかという事実には愕然とし、保護者のみなさんにどれだけ支えられて公立保育園が存在しているのかという事実には感動し、子どもたちを守る決意と責任の重さを再認識することができました。

第1回からずっと傍聴してきて、最後の1年は委員としてでしたが、未熟なため毎回不安と緊張を抱えての参加でした。「ああ、もっとこう言えばよかった…。」とあとからフレーズが湧いてきたり、「くうっ！いいこと言うなあ！」と素晴らしい発言に力をもらったり、結局は自分の力不足が露呈される会でもありました。今後も勉強させていただき、「保育を伝える」力を磨き、子どもたちの笑顔と命を守る保育園であり続けるよう力を尽くします。

小方 久美委員（小金井保育園園長）

園長という立場で出席していますが、もう少し積極的に発言して会に参加したいと思っているものの、聴く立場でいることが多くなってしまっています。保護者代表の委員のみなさんは、小金井の保育を守りより良くしたいという熱い気持ちを持っていらして、毎回時間が足りないといった会議になっているなか、よく勉強なさっていることを感じています。保育現場から保育の質について、5園で実践していることをお伝えして来ていますが、『何を大事にしながらどのような取り組みをしてきたか?』を伝えていくことの大切さと難しさを感じていますが、これからもこの会で話し合ったことを園の保護者にお伝えし、保護者と共に小金井の保育の向上を考えていきたいです。最後になりましたが、退任される委員長はじめ委員のみなさまお疲れ様でした。

福野 敬子委員（さくら保育園園長）

「保育の質」を評価するとはなんて難しいことなのだろう。児童一人当たりの施設の面積や職員の数、職員の勤続年数、アンケートの満足度数など数値ではかれるものはまだしも、それ以外の評価をどうしていくかというドカーンとした大きな壁。民間保育園との違いを際立たせるという使命を背負うと、更に壁は巨大になり、うう、押しつぶされそう…

協議会の委員としての2年半は、この壁のどこをかじれば良いかを探し、小ねずみのごとく、コリコリカリカリとかじり続けたという印象である。委員をされている保護者の皆さんのお陰で(感謝！感謝！感謝！)穴を増やすことはできたが、まだ射してくる光は弱い。これからも壁を崩すべく、こつこつと地道な努力を重ねてゆかねば…

海野 仁子委員（けやき保育園園長）

平成27年4月1日付けで、子ども家庭部長を拝命すると同時に本運営協議会の共同委員長に就任し、不慣れながら三橋共同委員長をはじめ委員の皆様方のお力添えをいただきながら、何とか1年間務めることができました。

本運営協議会では、保護者の方々から様々なご意見を伺い、また公立保育園における保育業務の詳細について報告を受ける中で、少しずつではありますが本市における保育行政の現状と課題が見えてきました。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、新たな制度の下多様化する保育ニーズの充足等に向けた更なる対応が必要となってきました。

また、平成27年6月には今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見をいただくため「小金井市保育検討協議会」を設置し、事務局として従事するとともに本運営協議会にも検討協議会における協議内容を報告しながら協議を進めてまいりました。

その中で、保育の質を維持しつつ、市民サービスの向上に向けた取組みが重要であることを改めて認識いたしました。

本市においては、待機児童の解消が喫緊の課題であり、平成27年3月に策定した「のびゆくこどもプラン小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」を着実に推進するとともに、引続き子育て支援施策の充実に向け取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましては、本運営協議会に多大なご尽力をいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

佐久間 育子委員長（子ども家庭部長）

平成25年11月13日に第1回の運営協議会を開催して以来、ほぼ毎月、夜の時間帯の会議開催であり、保護者の皆様にとって大変ご負担であったと思います。そうした中で、行政にとって大変示唆に富むご意見をいただき、大変感謝しております。

従前、保育課として保護者の皆様のご意見を伺う場面が無かったことから、直接お話ができる場面は、とても新鮮なものでありました。

また、保護者側からご提案いただいた共同委員長についても、本市において初めての制度となり、保護者の皆さんと行政が対等の立場で同じテーブルにつく先駆的な体制であったと思います。

会議の運営に関しては、行政側の対応が十分とはいえず、大変ご迷惑をお掛けしてしまったと思います。

運営協議会は、引き続き様々な公立保育園の課題について保育の質の向上を念頭においてご協議いただくこととなりますが、第1期の委員の皆様のご議論を基礎として今後も議論を重ねていくこととなります。

任期が終わられた後も、引き続き運営協議会の進捗を見守っていただき、また、卒園後においても小金井市の保育行政に引き続きご理解、ご協力をいただけたら大変ありがたく思います。

鈴木 遵矢委員(保育課長)

委員の皆さま、約2年4か月の間大変お疲れさまでした。

また、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

私は平成27年度より保育課異動に伴い当協議会に携わりましたが、一委員として、公立保育園の保護者の皆さまと園の事業運営のサービス向上による課題解決に向け、同じ時間を共有できたことを喜ばしく存じます。

退任されましても、引き続き小金井市全体の保育の質の向上のため、お力添えをいただきたくよろしく願いいたします。

藤井 知文委員（保育課長補佐）